訓練の種類	訓練課程	日額
普通職業訓練	普通課程	五千四百円
	専修訓練課程	
高度職業訓練	短期課程	七千円
	専門課程	五千四百円
	専門短期課程	七千円
指導員訓練	研修課程	七千円

ハ　前号ハの場合　当該技能実習に要した経費を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額（一の技能実習について、一日当たり二十万円を、かつ、二十日分を限度とする。）

ニ　前号ニの場合　当該技能実習等を受けさせた建設労働者一人につき、七千円（前号ニに規定する通常の賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額が七千円未満のときは、当該算定した額）に、当該技能実習等を受けさせた日数（一の技能実習等について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

ホ　前号ホの場合　当該通信教育訓練に係る受講料について厚生労働大臣が定めるところにより算定した額のうち当該中小建設事業主が負担した額の二分の一に相当する額（その額が十万円を超えるときは、十万円）

ヘ　前号への場合　一の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費のうち厚生労働大臣が定める経費の額の三分の二に相当する額（その額が、当該職業訓練の規模に応じて九千万円、七千五百万円、六千万円又は四千五百万円のうちから厚生労働大臣が定める額を超えるときは、当該定める額）

ト　前号トの場合　当該設置又は整備に要する経費のうち厚生労働大臣が定める経費の二分の一に相当する額（その額が、三億円を超えるときは、三億円）

チ　前号チの場合　当該職業訓練の受講に要する経費について、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額

リ　前号リの場合　一の事業年度につき、当該事業に要した経費のうち厚生労働大臣が定める経費の三分の二に相当する額（その額が八百万円を超えるときは、八百万円）

3　建設雇用改善推進助成金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　中小建設事業主であって、次のいずれかに該当するもののうち建設労働者の雇用の改善を推進するために助成を行うことが必要であると認められるものであること。

(1)　労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下この項において「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下この号において「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う中小建設事業主であること。

(i)　雇用管理研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する建設雇用改善法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては中小建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(iii)　研修を受ける者の数がおおむね十人以上であること。

(iv)　研修の内容及び方法が厚生労働大臣が定める基準に該当するものであること。

(2)　その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であること。

(3)　建設労働者の再就職に係る支援の実施を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(4)　十五歳以上三十五歳未満の建設労働者の採用を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(5)　五十五歳以上の建設労働者又は女性の建設労働者の活躍を促進するため、助言、指導その他の援助の事業を行う中小建設事業主であること。

(6)　職業生活上の環境の整備、所定外労働の削減その他建設労働者の雇用管理の改善（社会保険労務士等（雇用管理の改善に関する専門的知識を有する者に限る。以下同じ。）を活用するものを除く。）の事業を行う中小建設事業主であること。

(7)　期間の定めのある労働契約（当該期間が三十一日以上一年未満のものに限る。）を締結した建設労働者の健康管理の実施その他雇用管理の改善の事業を行う中小建設事業主であること。

(8)　社会保険労務士等を活用して、建設労働者の雇用管理の改善の事業を行う中小建設事業主であること。

ロ　次のいずれかに該当する元方事業主であること。

(1)　元方事業主の仕事の一部を請け負う建設事業主（以下この項において「関係請負人」という。）が行う建設労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関する適切な助言、指導その他の援助に必要な知識を習得させるための研修であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理援助担当者研修」という。）を行う元方事業主であること。

(i)　元方事業主又はその雇用する労働者のうち関係請負人が行う建設労働者の雇用管理に関する適切な助言、指導その他の援助を担当するものを対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が六時間以上であること。

(iii)　研修を受ける者の数がおおむね十人以上であること。

(iv)　研修の内容及び方法が厚生労働大臣が定める基準に該当するものであること。

(2)　その雇用する労働者に対し、雇用管理援助担当者研修を受けさせる元方事業主であって、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理援助担当者研修を受けさせる期間について支払うものであること。

ハ　総合工事業を行う者であって、その関係請負人を対象として次のいずれかに該当する事業を行うもののうち建設労働者の雇用の改善を推進するために助成を行うことが必要であると認められるものであること。

(1)　建設労働者の募集、雇入れ、配置等についての助言、指導その他の援助を行うこと。

(2)　講習の実施等建設労働者の技能の向上を図るための活動を行うこと。

(3)　職業生活上の環境の整備、健康管理の実施その他建設労働者の雇用の安定に関する活動を行うこと。

(4)　建設労働者の体系的な処遇の改善を推進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。

(5)　建設労働者の教育訓練の共同化又は広域化を推進するため、助言、指導その他の援助を行うこと。